



ジェネリック医薬品

の普及にご協力を

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が切れた後に製造・販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のことです。開発にかかる期間や費用を大幅に抑えられることにより、先発医薬品よりも値段が安くなっています。

例えば・・・
ある糖尿病治療薬



先発医薬品A
1錠140円を
1日1錠1年間服用すると
3割負担で
15,330円

ジェネリック医薬品B
1錠30円に変更すると
3,285円

↓
年間で12,045円
負担が減ります

安い薬は効果や安全性が不安

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と
同じ有効成分を同量含んでおり、同等
の効き目があります。
有効性、安全性、品質について国が厳
格な審査のうえ承認しています。



ジェネリック医薬品に変更するには どうすればいいかわからない

病院の先生や受付、薬局で口頭で伝える、
または「ジェネリック医薬品お願いカード」
を提示するだけで大丈夫です。
※処方せんの「変更不可」の欄にチェックが
ある場合は、ジェネリック医薬品に変更で
きません

すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
自分が服用している薬にジェネリック医薬品があるかどうかは下記で検索できます。

患者さんの薬箱

検索

またはURLを直接入力 <http://www.generic.gr.jp/>

ジェネリック医薬品に変更しても
数百円しか変わらないから、今の
ままでいいです



子どもの薬代は、市の助成を受けてい
て負担がないから、変更する必要ない
ですね



ちょっと
待ってください



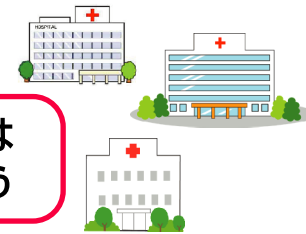
医療費の患者負担は2～3割ですが、残りの7～8割は健康保険組合が負担
しています。つまり、皆様から納められる保険料から支払われているのです。
薬代（医療費）の増加は、皆様の保険料の増加につながる可能性もあります
ので、できるだけ医療費を削減できるようご協力お願いいたします。

当健康保険組合では毎年1回、ジェネリック医薬品に変更すると薬代が安くなる方へ「ジェネリック
医薬品のお知らせ（お願いカード付）」をお送りしています。今年も10月下旬にご自宅へお送り
いたしますので、ご協力お願いいたします。

病院にかかるとき、ご注意いただきたいこと

その
1

はしご受診は やめましょう



検査や薬の重複で、かえって体調が悪く
なったり、初診料・再診料が通った病院
の数だけかかるので経済的な負担も増加
します。

その
2

夜間・休日の受診は 緊急時だけ！



STOP!!!



緊急時以外は、医療機関の診療時間内に
受診してください。重症な患者さんの
診療に影響がでたり、医師の負担も増加
します。また、医療費も高くなります。

セカンドオピニオンとは・・・

医師の診断に疑問があるとき、紹介状
を書いていただいて、他の医師の意見を
聞くことです。

同じ病気で複数の医療機関に継続的に
通院することではありません。



診療時間外に受診すると・・・

次の金額が加算されます。
深夜（PM10:00～AM6:00）
初診料4,800円、再診料4,200円

休日（医療機関の休日）
初診料2,500円、再診料1,900円

上記以外の診療時間外の受診
初診料850円、再診料650円
※金額は医療費総額

その
3

健康保険証の資格の有無についてのおはなし

健康保険組合の資格があるのは退職日までです。退職日の翌日からは当健康保険組合の健康保険証は
使えません。

被扶養者（ご家族）が就職・結婚・収入増等により健康保険の加入先が変更になる場合も、その加入
日から当健康保険組合の健康保険証は使えません。

資格喪失後に誤って健康保険証を使用しないために・・・

- 被保険者（ご本人）が退職した場合・・・速やかに健康保険証を会社へ返却し、次に加する健康
保険の手続きを行ってください。
- 被扶養者（ご家族）が就職・結婚・収入増等で健康保険の加入先が変更になる場合・・・就職先
または新しく加入される健康保険が優先されますので、当健康保険組合の健康保険証は速やかに
被保険者（ご本人）の会社へ返却してください。

○新しい健康保険証が届く前に通院した場合、病院の受付で健康保険が変更になったことを伝えて
ください。